

広報かどま 8（2026）年 3 月号

動画広告で注文した干し柿

（事例）動画広告で、国産のおいしそうな干し柿が 1 缶 6, 0 0 0 円で売られていたので、代引き配達で注文した。届いた干し柿は、海外から送られてきており、缶ではなく袋に入っていて、動画で見たようなおいしそうなものではなかった。カビのようなものが気になりながらも、一つ食べてみたところ下痢をした。販売会社にメールで返品を申し出ても返事がなく、販売会社の住所や電話番号もわからない。返品返金してほしい。

（助言）YouTube や TikTok 等 SNS の閲覧中に動画広告が入ることがありますが、その中には、生成 AI で作られた詐欺的な広告も多く含まれています。支払い方法に代引き配達を選択し、宅配業者に代金を支払っても、宅配業者に返金を求めることはできません。多くの場合、商品は海外の販売業者から国内の配送代行業者を経由して発送されますが、配送代行業者の連絡先が判明しても、現在、その業者とも連絡が取れない状況で、返金を申し出ること自体が困難です。このような詐欺的な広告が身の回りに多くあることを認識し、日頃から広告を見極める力をつけていくことが大切です。

問合せ先

門真市消費生活センター

06-6902-7249